

# しない! させない! いじめは決して許しません

保護者の皆さんへ

いじめ<sup>※1</sup>は、人間として決して許されない行為です。

しかし現実には、いじめはどの学校にも、どの子にも起こり得る問題です。もしもいじめがある場合は、少しでも早くその芽を摘み取ることが大事ですが、いじめの当事者や目撃者である子<sup>※2</sup>は、親に心配かけたくない、告げ口は恥、仕返しが怖いなどの理由で黙っていることが多く、実態が見えにくくなっています。

では、どうしたらいじめに気づくことができるのでしょうか？

いじめがあった場合、子どもたちは何らかのサインを発しています。小さな変化かもしれませんが、そのサインを察知することが大切です。どのようなサインか、サインに気付いたらどうしたらよいか、次頁以降に記載しましたのでご覧ください。

最近のいじめは、陰湿化、集団化、深刻化しやすく、ネットいじめのように子どもだけでは対処が難しいものもあります。保護者の皆さん、お子さんの様子によく注意を払い、心の声に耳を傾けましょう。

もういや…  
誰か助けて…



## 「ネットいじめ」とは □ □ □

インターネット上の掲示板・プロフ等へ携帯電話やパソコンを使って誹謗・中傷を書き込んだり、不快なメールを送るなどのいじめ。相手が特定できないことが多い。

もし見つけたら・・・

1. 掲示板アドレス(URL)の記録、書き込み内容の保存(印刷・撮影など)を行う。学校に相談する。
2. 掲示板の管理者に削除依頼を行う。削除されない場合は、プロバイダに削除依頼する。  
それでも削除されない場合は警察に相談する。
3. 実際に削除されたことを確認する。

○携帯電話やパソコンは、子どもたちが社会的なルールを知らずに使用していることが多く、いじめやケンカなど、トラブルの一因になっています。子どもたちの使用する携帯電話やスマートフォン、パソコンにはフィルタリングをかけ、家庭でルールをつくりましょう。

※各携帯事業者のフィルタリング関連のページは、次のキーワードで検索できます。

『「au 安心アクセスサービス」、「docomo 安心・安全なモバイル社会の実現を目指して」、「SoftBank ウェブ安心サービス」』。



※1 いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」をいいます。(文部科学省：「いじめの定義」)  
※2 いじめは、加害・被害者だけでなく、周りではやしたてる観衆、見て見ぬふりをする傍観者がおり、観衆や傍観者もいじめを助長します。

# ～子どもたちは、こんなサインを出しています～

いじめられている子は・・・

- 笑顔が減る、または不自然に明るい
- 顔色が悪く、食欲が落ちた
- 登校時になると身体の不調を訴える
- 衣服の汚れ・破れや、ケガをして帰宅することが増えた
- 家族との会話が減り、学校の話をしなくなった
- 家族に反抗的で、八つ当たりをする
- あいさつしても返事をしない
- 友達が遊びに来ない、遊ぶ友達が変わった
- 友達の話をしない
- 電話・メールの着信音を消したり後で確認する
- 持ち物がなくなる、いたずらされる
- 家からお金を持ち出したり、今までより小遣いを要求するようになった



- ・外見では、気分が落ち込みふさがちになる、逆にいじめられていることを疑われないように明るくふるまうなど、いつもと違う様子になります。
- ・家族に、いじめが発覚するのを恐れるため、会話をしなくなります。反面、気づいてくれない親に怒りをぶつけることもあります。
- ・友達の話をしなくなったら孤立している可能性があります。また、遊ぶ友達が変わり、急な呼び出しなど不審な状態が続いたら、注意しましょう。
- ・メール等の着信音を消すのは恐怖感によるもので、後で確認するのは、親に心配をかけたくない、知られて大事になることを恐れています。
- ・金銭に困る様子は、継続的にお金を要求されている可能性があります。

※これらのサインは一例であり、実際には様々なことが想定されます。また、中には思春期のために見られる特徴もあります。お子さんが日頃どのような生活をしているか普段からコミュニケーションをして把握し、様子や態度におかしいところがないか、十分に注意をしましょう。



いじめている子は・・・

- ・不自然な物・金を持っているなどは要注意です。
- ・言葉遣いが乱暴になる、親に反抗的な態度をとる、学校の話をしらないなどは、いじめる側の子にも見られます。
- ・いじめる子は、いじめられる子以上に親に知られないように隠しているため、わかりにくいことが多いです。

お子さんに何らかのストレス（家庭問題、学習問題、友達関係など）がある場合、ストレスのはけ口として、いじめをしてしまうことがあります。お子さんはストレスを抱えていませんか？家庭で安心している子は、学校でも落ち着いています。

- 買い与えていないはずのものを持っている
- 不自然なお金を持っている
- 友達への態度が高圧的になった
- 特定のグループで行動する
- 特定の子を仲間外れにしている言動が見られる
- 言葉遣いが乱暴になった
- 親に反抗的な態度をとる
- 学校の事を話さない
- 親が部屋に入るのを極端に嫌がる
- 服装が派手になる
- 生活が不規則になる
- 頻繁に電話やメールをしている



# ではサインを見つけたら、どうしたらよいのでしょうか？

## もしいじめられていたら・・・

お子さんは親に心配をかけたくない、仕返しが怖いなどの思いから、一人でじっと耐えています。少しずつ心の緊張をほぐしながら、お子さんが話しやすい雰囲気をつくり、じっくり話を聞いてあげましょう。その時に、子どもの気持ちに寄り添うことが大切です。お子さんの悲しみ、恐怖、不安などの辛い気持ちを吐き出せるように、しっかりと受け止めてあげましょう。大事なのは、保護者の皆さんが「絶対にあなたを守る」という姿勢を見せ、お子さんの味方であることを伝え、安心感を与えることです。そして、お子さんがどうしたいか確認して、学校に相談するなど、親子で一緒に考えましょう。

※「考えすぎ」「負けるな」などは言うてはいけません。親は理解してくれないと、孤立感が増します。

## もしいじめをしていたら・・・

保護者として、わが子がいじめをするなど考えられない事かもしれませんが、現実にいじめを行っていたら厳粛にその事実を受け止め、なぜそんなことをしたのか、お子さんから話を聞きましょう。お子さんにも言い分があるかもしれません。しかし、いかなる理由でも「いじめは絶対に許されない行為である」と理解させることが大切です。その際には、毅然とした態度で伝えましょう。いじめられた相手がどんなつらい思いをしているか話し合い、償うにはどうしたらいいか親子で一緒に考えましょう。

**お子さんの様子がおかしいと思ったら、まずは担任の先生に相談をしましょう。  
家庭と学校との十分な連携が必要です。**

### その他の相談機関

相談機関	電話番号	受付時間	対象
八王子市教育センター こども相談	664-3665	平日 8:30～17:00	小・中学生
東京都いじめ相談ホットライン (24時間対応)	03-5331-8288	24時間対応	幼児から高校生年齢 保護者も可
法務局 子どもの人権110番	0120-007-110 (全国共通)	平日 8:30～17:15	子どもだけでなく 大人も可
警視庁 ヤングテレホンコーナー	03-3580-4970	平日 8:30～20:00 土日祝 8:30～17:00	少年、保護者及び学校 関係者
警視庁 八王子少年センター	679-1082	平日 8:30～17:15	少年、保護者及び学校 関係者 面接による面談

お子さんがいじめる側・いじめられる側、どちらであっても保護者にとっては悲しい事です。そんな事が起きないように、日頃からお子さんの様子を把握することが大切です。八王子市青少年健全育成基本方針では家庭の取組として、「基本はしっかりとした家庭づくり」を主題に掲げ、命を大切にする、社会のルールを守るなど基本的なことを家庭で教えましょうと、呼びかけています。日頃からお子さんと過ごす時間を作り、親子のコミュニケーションを図り、日常生活の中で人を大切にする、傷つけないことを教え、規範意識を育みましょう。

「(いじめを)しない!させない!いじめは決して許しません。」

お子さんが明るい笑顔で毎日を過ごせますように。



発行 八王子市・八王子市青少年問題協議会  
事務局 八王子市 こども家庭部児童青少年課  
(Tel 042-620-7435 Fax 042-627-7776)

# 家庭・学校・地域の連携のもと 健全な八王子っ子を育てよう



次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、自立した心豊かな社会人になることは、市民すべての願いです。本市の青少年健全育成の目指すところは、青少年が豊かな人間性や、判断力、健全な心と体を獲得し、自ら力強く生きるとともに、社会を形成する力をつけていくことにあります。そのためには、基礎となる家庭での教育の充実と、それを支える社会環境の整備が必要です。また、八王子に暮らす大人一人ひとりが青少年を育成する担い手であることを自覚する必要があります。

八王子市では、青少年を取り巻く現状を踏まえ、家庭・学校・地域、そして市及び関係機関のそれぞれの目標を掲げました。これらの目標に向かって協力して取り組むことで、未来を切り開く強さをもった、健全な八王子っ子を育成していきます。

## 家庭での取組

### 基本はしっかりとした家庭づくり

- ◆ しっかりとした絆のある家族
- ◆ あいさつと役割は家庭の基本
- ◆ 身近な地域を知る、つながる

## 学校での取組

### 地域と連携をとり、より開かれた学校づくり

- ◆ さらなる学校の公開と地域における教育資源の活用をすすめる
- ◆ 自立する基礎や、生命尊重・規範意識の心を育てる教育の充実
- ◆ 個性や適性を見つける学習や体験活動を実施

## 地域での取組

### 子どもの成長は地域で<sup>つちか</sup>培う

- ◆ 地域で声をかけ合おう
- ◆ 地域で青少年が活躍・交流・体験できる場をつくろう
- ◆ 健全な明るいまちをつくろう

## 市及び関係行政機関の取組

### 連携とサポート体制の充実

- ◆ 家庭・学校・地域・関係機関の連携の強化
- ◆ 青少年健全育成活動の支援
- ◆ 人材育成と情報提供

## 平成25年度 八王子市青少年健全育成推進区域

八王子市青少年健全育成推進区域は、全市の青少年健全育成のモデル地区です。平成25年度は上柚木地区に決定しました。推進区域では、「あいさつ運動」や「子どもの意見発表会」などを実施し、地域住民への健全育成の啓発等を積極的に進めていきます。